

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）
(詳細は、裏面をご確認ください)

【補助率】

2／3 (賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3／4)

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

申請受付開始：2024年5月 8日 (水)

申請締切：2024年5月27日 (月)

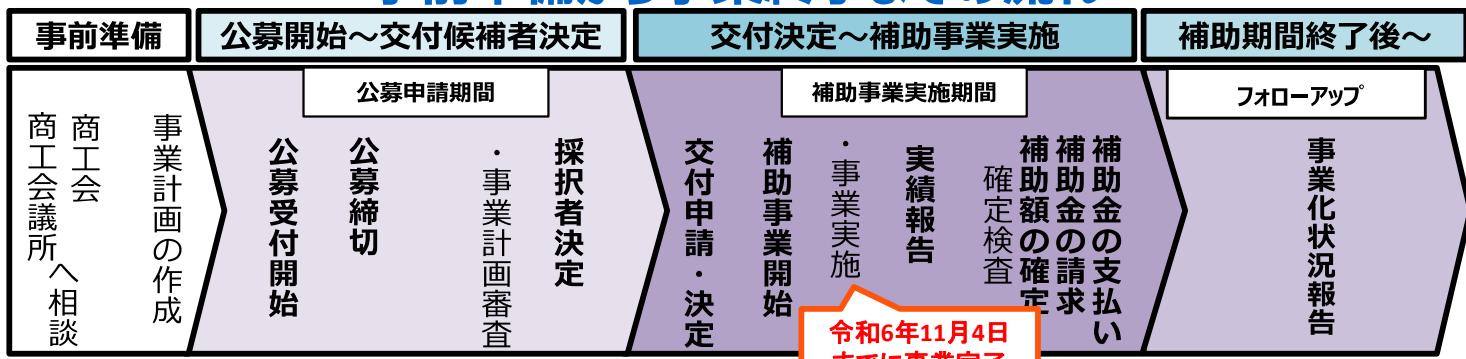
※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。



事前準備から事業終了までの流れ



支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス 特例	50万円* ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

【申請要件】

- **賃金引上げ枠** ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者
(既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上)
- **卒業枠** ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- **後継者支援枠** ⇒ アツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- **創業枠** ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、**全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ**。

- **インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

* 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

事務局HP :



[商工会地区HP](#)

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



[商工会議所地区HP](#)

03-4330-3480



[jGrants
\(ID取得\)](#)

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算 「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和6年能登半島地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う事業再建の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業を支援

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2／3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

第3次公募 公募要領公開：令和 6年 4月 26日（金）

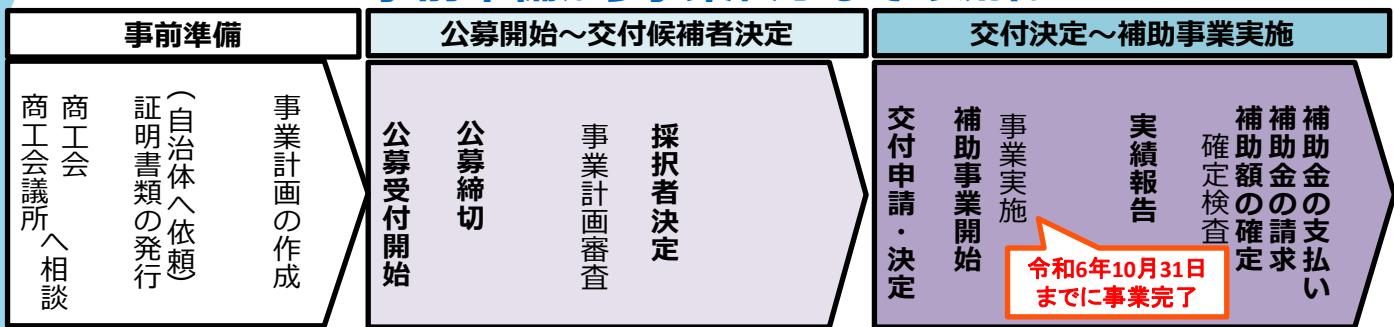
公募受付開始：令和 6年 5月 10日（金）

申請受付締切：令和 6年 7月 5日（金）

※3次公募締切り後、速やかに4次公募を開始します。



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。

事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点できちんと確認ください。

※令和6年10月31日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

令和6年10月31日
までに事業完了

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

● 直接被害で申請する場合

⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）

● 間接被害で申請する場合

⇒令和6年1月から4月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類（例：セーフティネット4号における「認定書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
2. 過去数年以内に発生した災害(※1)で被害を受けた以下いずれにも該当する事業者
 - ①当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
 - ②当該災害に対して国等が実施した災害支援策を活用した事業者
3. 次のいずれかに該当する事業者
 - ①過去数年以内に発生した災害の発災日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日）以後、売上高が20%以上減少している事業者
 - ②厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等の確認を受けている事業者
4. 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
5. 施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

(※1)過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。（いずれも自治体が発行するもの）

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った椅子やテーブル、厨房機器などを新たに購入するとともに、店舗改装と合わせて新しいデザインの看板を作成。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。新商品開発のほか、チラシ・フリー・ペーパーでの宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。



商工会議所地区の方はこちら

補助金事務局電話番号：
03-6635-2021



商工会地区の方はこちら

石川県連 076-268-7300
富山県連 076-441-2716
福井県連 0776-23-3659
新潟県連 025-283-1311